令和8年11月
北九州市教育委員会

令和9年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者の皆様へ

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

北九州市では、経済的理由によりお子様の小・中学校での学習が妨げられることがないよう、お困りの方に対して学用品費等の**経費の一部を援助**しています。

就学援助費のうち入学に必要な「新入学学用品費」については、「入学前支給（3月）」を実施します。

新入学学用品費の入学前支給を希望される方は、下記内容をご確認の上、必要書類を添え、申請ください。

1　新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

以下の条件をすべて満たす方が対象です。

※審査を行いますので、**申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。**

① **お子様が令和9年4月に北九州市立小・中学校（特別支援学校は除く）・福岡県立中学校に入学予定の方**

② **申請時に北九州市に居住している方**

③ **就学援助の受給要件に該当する方**

※本チラシの2・3ページの申請理由のうち、いずれかに該当する方

※児童生徒又は保護者が次のいずれかに該当する場合は、**対象となりません。**

㋐生活保護を受給している方　㋑児童養護施設等に入所し、措置費を受給している方　㋒里親

2　申請の方法等

（1）申請時期、支給額等

	小学校入学予定のお子様	中学校入学予定のお子様
申請先	4月に入学予定の北九州市立小学校	在学する北九州市立小学校
申請時期	**令和8年12月1日（火）から令和9年1月29日（金）まで**（休業日及び年末年始を除く。）	
支給額	64，300円**（予定）**	81，000円**（予定）**
支給時期	令和9年3月9日（火）**（予定）**	
支給方法	口座（保護者の口座）振込	

（2）申請に必要な書類等

① 新入学学用品費入学前支給申請書

申請を希望される方は、お子様が入学予定の（在学する）小学校で申請書を受取り、ご提出ください。

なお、申請書は各小学校へ、12月上旬頃配布予定です。

② 令和7年の世帯の経済状況がわかる書類

・ 本チラシの2・3ページをご覧いただき、申請理由に応じた添付書類を添え、申請ください。

※ 下記の（ア）・（イ）以外の理由で申請する方で、既に就学援助を受けている世帯については、直近の就学援助申請時と住所や世帯構成等に変更がなければ、**添付書類は不要**です。

（ア） 児童扶養手当を受けている

（イ） 国民年金の掛金の減免を受けている

③ 保護者名義の口座がわかるもの

通帳（銀行名、支店名、口座番号、口座名義が記載されているページ）の写しを提出ください。

④ 本人（保護者）確認ができるもの

申請書を提出する際は、本人（保護者）確認できるものを受付者（学校事務の方など）に提示ください。

（例）運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）など

3　申請理由及び必要となる添付書類

	申請理由	必要な添付書類 （申請理由を証明する書類） ※コピー可	書類お問い合わせ先
①	**生活保護が廃止又は、停止になった** ※令和7･8年度に廃止又は停止になった方 ただし、世帯変更による廃止は除く	･保護（停止･廃止）決定通知書　等	各区役所 保護課
②	**世帯全員が市民税の非課税** **又は、減免の扱いを受けている** ※19歳以上の世帯員全員（学生は除く）の申告が必要 ※市民税の所得割のみが非課税の方は非該当	■令和8年1月1日時点で北九州市に住民票がある方 （市県民税申告済の方に限る） →　原則、添付書類不要 ※学事課で税情報が確認できるため、添付書類不要。 ■令和8年1月1日時点で北九州市に住民票がない方 →　転入前の市町村が発行する以下の書類が必要 ･「令和8年度（令和7年分）市県民税所得額（非）課税証明書」 ※当時お住まいの市町村で取得できます ※19歳以上の世帯員全員（学生は除く）の証明書が必要	各市税事務所 市民税課
③	**個人事業税の減免を受けている**	･令和8年度県税減免決定通知書 （個人事業税によるもの）	県税事務所
④	**固定資産税の減免を受けている** ※新築減額等は対象外	･令和8年度固定資産税納税通知書 （減免理由記載のもの）	各市税事務所 固定資産税課
⑤	**国民年金の掛金の減免を受けている** ※20歳以上の世帯員全員の右記通知書が必要 ※世帯に年金受給者がいる場合は対象外	･国民年金保険料免除･納付猶予 申請承認通知書 （住所･氏名･期間の記載があるもの） ※減免期間が**令和9年6月まで**のもの	年金事務所
⑥	**国民健康保険料の減免** **又は、徴収の猶予を受けている** ※保険料の法定軽減は対象外	･**【減免】**令和8年度国民健康保険料納入通知書（令和8年6月以降に区役所から届いたもの） ･**【徴収猶予】** 令和8年度徴収猶予通知書	**【減免】** 各区役所 国保年金課 **【徴収猶予】** 東･西部 料金納付課
⑦	**児童扶養手当を受けている** ※ 児童扶養手当を申請中のため、「児童扶養手当証書」がない方は、⑩の申請理由を証明する書類を申請書に添え、申請ください。なお、証書が届き次第、速やかに証書のコピーを小学校へご提出ください。	･児童扶養手当証書（住所･氏名･金額･有効期限の記載のあるもの） ※有効期限が**令和9年10月31日**又は**令和9年3月31日**のもの	各区役所 保健福祉課
⑧	**生活福祉資金の貸付を受けている** ※令和7･8年度に貸付を受けた方	･生活福祉資金貸付決定通知書	各区社会 福祉協議会
⑨	**職業安定所登録日雇労働者である** ※右記記載の手帳を有する方以外の世帯員に収入がある場合は対象外	･雇用保険日雇労働被保険者手帳	ハローワーク （公共職業安定所）

申請理由

⑩ **①から⑨の理由には当てはまらないが、経済的に困窮している**

同一世帯全員（19歳以上の世帯員全員（但し、学生は除く））の、令和7年の年間所得合計額が、「基準となる総所得額（認定基準額）」以下の方が、対象となります。
「基準となる総所得額（認定基準額）」については、下記の「認定基準額の目安額」をご覧ください。

※ なお、令和7年の年間所得合計額とは、給与所得のみの場合、「令和7年分給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄に記載の額、または「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」の「総所得金額」欄に記載の額です。

■ 認定基準額の目安額

認定基準額は世帯人数、年齢、家賃、社会保険料等により異なりますので、あくまでも目安としてご覧ください。**年間所得合計額が、認定基準額を超えていても認定となる場合もありますので、目安としてご覧いただき、申請の意思のある方は、書類をご提出ください。**

世帯人数	世帯構成（例）	基準となる総所得額（認定基準額）	総収入額
2人	親32歳、子6歳	約 192 万円	約286 万円
3人	親38歳、子12歳、子9歳	約256 万円	約375 万円
4人	親40歳、親38歳、子12歳、子9歳	約299 万円	約429 万円
5人	親40歳、親38歳、子12歳、子9歳、祖父母65歳	約 330 万円	約468 万円

※ 認定基準額以下でも認定とならない場合もあります。
※ 該当するか否かのお問い合わせにはお答えしていませんので、その旨ご了承いただき、認定基準額以下かどうか迷われる場合は、まずは申請書をご提出ください。

必要な添付書類（申請理由を証明する書類） ※コピー可	書類お問い合わせ先
・令和7年分給与所得の源泉徴収票（中途就職、中途退職のない者に限る）	事業主
・令和7年分所得税確定申告書 第一表・第二表 （但し、税務署受付日時の記載が必要（送信票や受信通知等））	税務署
＜失業中の方＞ ・雇用保険受給資格者証（両面）	ハローワーク （公共職業安定所）
＜年金収入がある方＞ ・令和7年分公的年金等の源泉徴収票 ※収入が公的年金のみの方は、源泉徴収票の添付不要	年金事務所

【その他注意事項】

■令和8年1月1日時点で北九州市に住民票があり、令和8年度分市県民税申告済みの方
→ 原則、添付書類は不要
※ 学事課で税情報が確認できるため、所得額証明書や申告受付控え等の添付書類は不要。
※ 令和8年度分市県民税の申告がお済みでない方は、お早めに申告ください。
なお、オンライン申告（スマートフォン等による自宅での申告）をお勧めしております。

オンライン申告はこちら

■令和8年1月1日時点で北九州市に住民票がない方
→ 転入前の市町村（令和8年1月1日時点の住所地の市町村）で、「令和8年度市県民税所得額証明書」を取得し、申請書と合わせてご提出ください。

※ 児童扶養手当証書を紛失した場合は、お住まいの区役所保健福祉課で、児童扶養手当証書亡失届の手続をし、再発行された証書のコピーをご提出ください。

※ ①～⑨の申請理由の事情を証明する書類を揃えることができない場合は、⑩「経済的に困窮している」ケースとみなして、令和7年の所得状況を基に審査します。

4　注意事項等

（1） 申請書記入の際の注意事項

■ 同一世帯の考え方

就学援助では同じ住居で生活している方全員（祖父母・兄弟姉妹等）を同一世帯とみなします。

住民票は別であっても（世帯分離していても）、同一世帯とみなします。また、父親又は母親が単身赴任等であっても同一世帯とします。

「新入学学用品費入学前支給」申請書記入の際は、上記を踏まえ、世帯員の記入漏れや添付書類に不備等がないようご注意ください。

■ 申請書について

「新入学学用品費入学前支給」の申請書は、**入学予定のお子様お一人につき、1枚必要です。**

双子やきょうだいで入学する場合も、それぞれご提出ください。

■ 添付書類等について

書類の添付漏れや不備等がある場合は、「入学前支給（3月支給）」に間に合わないことがありますので、ご注意ください。

（2） 審査結果のお知らせ等

審査結果は、郵送でお知らせいたします。

（3） その他

■ 入学前に北九州市外へ転出予定の方

「新入学学用品費入学前支給」は、北九州市立小・中学校（特別支援学校を除く）、福岡県立中学校に入学する児童生徒の保護者が対象です。

新入学学用品費の入学前支給を受けた後、北九州市立小中学校（特別支援学校は除く）、福岡県立中学校に入学しなかった場合は北九州市教育員会に新入学学用品費を返還いただきます。

市外転出等の予定のある方は、申請を行わないでください。

■ 口座振込について

振込先として届け出た口座を、新入学学用品費の支給前に名義変更、口座解約等の手続きを行った場合は、早急に申請書を提出した小学校へその旨ご連絡ください。

■ 令和9年度就学援助申請について

今回、「新入学学用品費入学前支給」を申請し、受給対象となった方が、令和9年度の学用品費などについても就学援助を希望する場合は、**別途、令和9年度就学援助の申請手続きが必要**となります。

申請には、**令和8年**の世帯の経済状況がわかる書類の提出が必要で、「新入学学用品費入学前支給」と、審査の対象年が異なります。

そのため、「新入学学用品費入学前支給」は受給できても、令和9年度の就学援助が受給できるとは限りませんので、ご注意ください。（「新入学学用品費入学前支給」は、令和7年分の所得、令和9年度就学援助申請は、令和8年分の所得で審査を行います。）

【問い合わせ先】
お子様が入学予定の（在学する）小学校 又は 教育委員会学事課就学係